



島根県報

平成24年7月17日（火）

号外 第 108 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第435号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年7月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町七日市473番1地先から同地先まで	前	メートル 18.00～ 19.00	メートル 34.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 不用物件発生 減幅 払下げ
			後	15.00～ 18.00	34.00	
県 道	はまだリゾート線	浜田市久代町1396番8地先から同市上府町イ2451番7地先まで	前	17.00～ 27.00	60.00	浜田県土整備事務所 不用物件発生 減幅 管理者へ返還
			後	17.00～ 18.00	60.00	

島根県告示第436号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	田所国府線	浜田市大金町口474番3地先から同町口475番3地先まで	メートル 185.00	平成24年 7月17日	浜田県土整備 事務所	